



2020年2月14日

各 位

会社名 タツモ株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 俊夫
(コード番号：6266 東証第一部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 亀山 重夫
電話番号 086-239-5000

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。また、これに伴いまして2020年3月25日開催予定の第48回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件に伴う役員体制につきましては、本日付「監査等委員会設置会社移行後の役員の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、経営の効率性を高め迅速な意思決定を可能にするため、監査等委員会設置会社へ移行することにいたしました。監査等委員会設置会社への移行により、経営の監督と業務執行の分離を推進するとともに、取締役会における経営戦略等の議論の充実を図りさらなる企業価値の向上に努めます。

(2) 移行の時期

2020年3月25日開催予定の第48期定時株主総会において、必要な定款変更等に関するご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴いまして、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催	2020年3月25日(水)
定款変更の効力発生日	2020年3月25日(水)

変更前	変更後
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p>
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p><u>② (新設)</u></p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>14名以内とする。</u></p> <p><u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会の決議によって<u>選任する。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p>④ 増員又は任期満了前に退任した取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

変更前	変更後
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役</u>の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、取締役相談役各 1 名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、取締役相談役各 1 名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役の全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決とする旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決とする旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第 26 条 <u>取締役会は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、その決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第 27 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>

変更前	変更後
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 28 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 29 条 <u>当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

変更前	変更後
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の招集通知)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 34 条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>

変更前	変更後
<p data-bbox="331 212 576 241">第6章 計 算</p> <p data-bbox="124 286 512 315">第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="140 365 272 394">(附 則)</p> <p data-bbox="124 405 767 434"><u>本定款は、2019年3月27日より改定施行する。</u></p>	<p data-bbox="1018 212 1262 241">第6章 計 算</p> <p data-bbox="810 286 1222 315">第<u>32</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="826 365 959 394">(附 則)</p> <p data-bbox="810 405 1453 434"><u>本定款は、2020年3月25日より改定施行する。</u></p> <p data-bbox="826 479 1278 508"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="810 519 1469 734"><u>1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第48回定時株主総会の決議による定款の変更前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="810 745 1469 1003"><u>2 第48回定時株主総会の決議による定款の変更前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第427条第1項の規定により限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></p>

以 上